

(整理番号 0424)

令和4年度 栃木地方最低賃金審議会

第1回 栃木県電子部品製造業最低賃金専門部会 議事要旨

公 開

開 催 日 時	令和4年10月14日(金) 13時30分～16時00分					
出 席 状 況	公 益 代表委員	出席2人	労 働 者 代表委員	出席3人	使 用 者 代表委員	出席3人
		定数3人		定数3人		定数3人
主 要 議 題	1 栃木県特定最低賃金の金額改定について 2 その他					
議事録・議事要旨	議 事 要 旨					
<p>1 部会長及び部会長代理の選任</p> <p>最低賃金法第25条第4項において準用する同法第24条の規定により、部会長村岡委員、部会長代理田島委員の就任が議決された。</p> <p>2 栃木県特定最低賃金の金額改定について</p> <p>(1) 栃木県特定最低賃金専門部会運営規程の確認。</p> <p>(2) 最賃法第25条第5項による改正審議に関する意見書提出の結果報告。</p> <p>(3) 最低賃金法第25条第6項による関係労使からの意見聴取及び実地視察について、専門部会の労使それぞれの委員が意見を述べることにより意見聴取に代え、実地視察については、労使それぞれの委員が当産業の代表として推薦されていることから、これを行わないことを議決した。</p> <p>(4) 最賃審議会令第6条第5項の決議事項について確認。</p> <p>(5) 労働者代表委員の見解及び主張</p> <p>ア 我々を取り巻く環境は、政府の「2022年9月月例経済報告」では、「景気は緩やかに持ち直している」とされており、先行きも各種政策の効果もあり景気全体が持ち直していくことが期待されている。</p> <p>栃木の経済情勢においても10月以降上昇の見通しであるが、雇用の面では「不足気味」が拡大する見通しにあることを認識している。</p> <p>また、「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画」の中では官民協力による賃金引上げが、「経済財政運営と改革の基本方針2022」の中では最低賃金の全国加重平均が早期に1,000円以上を目指す取り組みについて述べられている。</p> <p>そのような状況の中で、金額改正に向けた主張の一点目は、特定最低賃金は年齢や業務を特定した基幹的労働者の最低賃金であるため、地域別最低賃金よりも高い水準の確保が不可欠であると考えます。</p> <p>二点目は、特定最低賃金の役割として、労使協定を結んでいる労働者とそうでない労働者との間の格差を生じさせないことである。</p> <p>三点目は、電機産業の重要性で、県内製造業に占める労働者数・出荷額・生産</p>						

額は北関東3県の中でも高い割合を示しており、栃木県内で電機産業に働く労働者の価値が高いと考えられること。

四点目は、電機産業の将来性について、社会のデジタル化が進み、電機産業が持つ高品質なものづくり技術や情報技術の発展による人への投資・人材確保が必要不可欠であり、電機産業の優位性を高めていくことが重要であること。

以上の点を踏まえ、日本経済を持続的な成長に導くためには、継続的な賃上げにより、「経済の好循環」を実現していくことが求められると主張した。

イ 労働協約の最低額 1,046 円を2年で目指すとして、現行額 940 円との差額 106 円の半分の 53 円を提示した。

ウ 1,046 円を3年で目指すとして、現行額 940 円との差額 106 円を3で割ったものの端数を切り上げ、36 円を提示した。

エ 今年の地域別最低賃金の上昇率3.51%を現行940円に乘じ端数を切り上げたものに、特定最低賃金の優位性を考慮し+1円し、34円を提示した。

なお、本日主張できる限界とした。

(6) 使用者代表委員の見解及び主張

ア 県内企業の状況について、コロナによる規制は緩和しているものの、急激な原材料費等の高騰や物価上昇、円安の進行等先行きへの不安・懸念は高まり、予断を許さない状況にあること、県内法人企業予測調査によると、7～9月企業の景況感を示すBSIは全産業が3期連続のマイナスとなり、製造業も2期連続のマイナスとなっている。

また、電機業界の状況は、アジア企業の台頭、人口減少による日本市場の縮小、新興国の市場拡大の影響等に対し、対策が実を結び始めた頃にコロナが拡大し、さらに長引く半導体不足、相次ぐ原材料価格や輸送費の高騰等により、中小零細企業にとってはかなり厳しい状況となっている。

特定最低賃金を決めるに当たって最優先されるべきは、「事業の継続」と「雇用の維持」と考える。

以上を考慮して今年度の審議に臨むべきであると主張した。

イ 令和4年度賃金改定状況調査結果第4表①の男・Bランク・産業計の賃金上昇率0.6%を現行940円に乘じたものを四捨五入し、6円の引上げを提示した。

ウ 令和4年度賃金改定状況調査結果第4表③の男・Bランク・製造業の賃金上昇率1.7%を現行940円に乘じたものを端数切捨てし、15円の引上げを提示した。

③は1年間継続して働いている労働者の賃金上昇率になっており、スポットでないため、かなり参考になる指標であると主張。

エ 令和4年度賃金改定状況調査結果第4表①の女・Bランク・製造業の賃金上昇率2.7%を現行940円に乘じたものを四捨五入し、25円の引上げを提示した。

オ 労働者側の歩み寄りにより、使用者側も25円にプラス1円歩み寄り26円を提示した。

本日は、26円が最大の提示額であると主張した。

